



福島医発第2186号(地)

平成22年 3月 4日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

定期予防接種広域化請求方法の訂正について

標記の件につきまして、八女筑後管内（八女市・筑後市・広川町）の予防接種広域化に係る請求方法に下記のとおり訂正がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、大変お手数ですが、貴会関係医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【誤】

八女市・筑後市・広川町

- ・乳幼児予防接種については、3 か月毎に取りまとめ翌月の（7、10、1、4月）10日までに各市町に直接請求となります。



【正】

八女市・筑後市・広川町

- ・乳幼児予防接種については、毎月締め翌月10日までに各市町に直接請求となります。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成22年3月4日現在)

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	①久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 ②久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求
大牟田	大牟田市 みやま市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
八女筑後	八女市 筑後市 広川町	各市町へ直接請求	・乳幼児予防接種については、毎月締めめの翌月10日までに各市町へ請求 ・インフルエンザ予防接種については、実施期間分をまとめて翌月10日(1月10日)までに市町村へ請求
朝倉	朝倉市 筑前町 東峰村	各市町村へ直接請求	
小郡三井	小郡市 大刀洗町	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
大川三潯	大川市 大木町	①大川三潯医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潯医師会経由で各市町村へ請求。 ②大川三潯医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求。	・請求は、毎月締めめの翌月10日まで ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
柳川山門	柳川市 みやま市	①管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 ②管外医療機関は、柳川市へ直接請求書を提出 毎月、市役所へ直接請求	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→市町より医療機関へ直接振り込み
浮羽	うきは市	①浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求。 ②浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締めめの翌月10日まで

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成22年3月4日現在)

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	①北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 ②北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由 (※送付先別紙参照)	請求は、毎月締めの翌月10日まで ※接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成22年3月4日現在)

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	市へ直接請求	請求は、①乳幼児の予防接種については3ヶ月毎に最終月の翌月10日(7.10.14月10日)まで ②インフルエンザ予防接種については接種期間終了後の翌月10日までに請求
筑紫	筑紫野市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	糸島市	市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月末まで
粕屋	古賀市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市へ直接請求	請求は、毎月締めめの翌月10日まで
	福津市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

定期予防接種広域化接種料金請求方法一覧(平成22年3月4日現在)

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	①直方鞍手医師会内の医療機関が、直方鞍手管内住民へ接種を行った場合は、医師会経由で各市町村へ請求。(従来の管内における広域化) ②管内住民が管外市町村で接種した場合、管外市町村住民が管内医療機関にて接種の場合は各市町村へ直接請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	※インフルエンザのみ実施。 各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

※年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。